

今後の事業実施にあたっての留意事項

～ 1次・2次募集に関するQ&A ～

令和3年2月2日

経営継続補助金事務局

申請が採択された皆様が、今後、事業の実施にあたって、特に、ご留意頂きたいことをQ&Aで整理しましたので、ご確認ください。

ご不明な点等がございましたら、申請書の確認を受けた支援機関又は補助金事務局にお問い合わせください。

Q 1 経営計画書に記載した経費は全て補助対象となるのか。

A 1 採択された申請であっても、申請時に提出された経営計画書の中に「本補助金の対象とならない経費」が含まれている場合があります。後日、郵送される採択通知と併せてこれらの補助対象外の経費等をお知らせしますので、ご確認ください。

Q 2 経営計画書に記載した内容や申請書類に不備があるとの指摘があったがどうすればよいのか。

A 2 経営計画書に記載した内容や申請書類に不備がある場合は、採択通知に併せて不備通知を発出しております。内容をご確認の上、速やかに経営計画書の修正等を行っていただき、支援機関の確認を受けた上で、補助金事務局に提出してください。

修正内容等が確認でき次第、交付決定通知を発出します。なお、修正がなされない場合、交付決定が行えず、事業実施後に補助金をお支払いすることができませんのでご注意ください。

Q 3 事業実施期限までに機械の納品、代金支払が間に合わない。

A 3 本補助金は、原則、以下の期限までに事業を完了（機械等の納品、支払）していただくこととしています。

- ・ 1次募集の採択者：令和2年12月末まで（機械等の納品が遅れるなどやむを得ない事情がある場合は、令和3年2月末まで）
- ・ 2次募集の採択者：令和3年2月末まで

しかし、期限内の事業完了が難しいとの声も聞いていることから、国において予算の繰越手続きを進め、納品の遅れなどやむを得ない事情がある場合は、令和3年度に納品・支払が行われるものも補助対象としていきます。

Q 4 経営計画書の内容は変更できるのか。

A 4 法人化や転居等に伴う登録事項の変更、機械の型式の変更などの軽微な変更に限って変更可能です。ただし、軽微な変更に当たらない変更（田植機からトラクターに変更など）については、認められません。

Q 5 他の国の補助事業も活用しても大丈夫か。

A 5 同一の取組内容について、他の国の補助事業等も併せて活用することはできません。

Q 6 補助金の交付を受けるためにはどんな手続きが必要か。

A 6 事業の完了後、事業の実績報告書と、請求書、納品書、領収書、機械の写真などの証拠書類を支援機関に提出し、確認を受け、補助金事務局に書類を提出してください（別途、ホームページで公表している手引きのチェックシートで各自チェックしてください。）。

Q 7 事業の実施後に特に気をつけることは何か。

A 7 補助事業で取得・整備した機械等は、補助の目的どおりに使用して頂くことが大原則です。補助の目的以外に使用した場合は、補助金の返還が必要になる場合があります。

また、50万円（税込み）以上の機械等を購入された場合、残存耐用年数期間中に目的外使用のほか、売却したり、他人に貸したりした場合は、補助金返還等が必要になる場合があります。